

Radiata Increase



FP3級 2019 年 5 月 個人資産相談業務 過去問解説

Radiata Increase



FP3 級 2023 年 5 月 実技 個人資産相談業務 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



— 解答にあたっての注意 —

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2018年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問1》～《問3》)に答えなさい。

《設 例》

X株式会社(以下、「X社」という)に勤務するAさん(59歳)は、妻Bさん(58歳)との2人暮らしである。Aさんは、大学卒業後から現在に至るまでX社に勤務しており、会社の同僚であった妻Bさんと結婚した。Aさんは、2019年9月に定年を迎える予定であるが、X社の継続雇用制度を利用して65歳まで厚生年金保険の被保険者として勤務する予定である。

Aさんは、老後の生活設計を考えるために、60歳以後もX社に継続勤務した場合の公的年金の仕組みについて、理解を深めたいと思っている。そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

< Aさん夫妻に関する資料 >

(1) Aさん(1959年9月13生まれ)

- ・ 公的年金加入歴：下図のとおり(65歳でX社を退職した場合の見込みを含む)
20歳から大学生であった期間(31月)は国民年金に任意加入していない。
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳	22歳	65歳
国民年金	厚生年金保険	
未加入期間(31月)	252月	257月
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額30万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額40万円)

(2) 妻Bさん(1961年4月9生まれ・専業主婦)

- ・ 公的年金加入歴：18歳からAさんと結婚するまでの12年間(144月)は、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》 はじめに、Mさんは、Aさんが65歳までに受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄1～3に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過措置として、老齢基礎年金の受給資格期間（ ① ）年を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が（ ② ）年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。1959年9月生まれのAさんは、原則として、（ ③ ）歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます」

- | | | | | | | |
|----|---|----|---|----|---|----|
| 1) | ① | 25 | ② | 10 | ③ | 60 |
| 2) | ① | 10 | ② | 10 | ③ | 62 |
| 3) | ① | 10 | ② | 1 | ③ | 64 |

【答え】

特別支給の老齢厚生年金は、下記の条件を満たした人が 60 歳から 64 歳に達するまでの間受給できる老齢厚生年金です。

[受給要件]

＊男性は昭和 36 年 4/1 以前生まれ 女性は昭和 41 年 4/1 以前生まれであること

＊老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること（H28.8 月～受給資格期間 10 年となりました）

＊厚生年金の被保険者期間が 1 年以上あること

1959 年 9 月生まれの Aさんは 64 歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。

①は 10 年 ②は 1 年 ③は 64 歳

答えは

3) の① 1 0 ② 1 ③ 6 4

《問 2》 次に、Mさんは、Aさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額(2018年度価額)の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。

1) $779,300\text{円} \times \frac{449\text{月}}{480\text{月}}$

2) $779,300\text{円} \times \frac{509\text{月}}{480\text{月}}$

3) $779,300\text{円} \times \frac{449\text{月} + 31\text{月} \times \frac{1}{2}}{480\text{月}}$

【答え】

(1) Aさん (1959年9月13日生まれ)

- ・ 公的年金加入歴：下図のとおり (65歳でX社を退職した場合の見込みを含む)
20歳から大学生であった期間 (31月) は国民年金に任意加入していない。
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳	22歳		65歳
国民年金		厚生年金保険	
未加入期間 (31月)		252月	257月
		(2003年3月以前の 平均標準報酬月額30万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額40万円)

老齢基礎年金は 20 歳から 60 歳までの加入期間に対して支払われます。2018 年度の満額年金額は 779, 300 円です。

A さんの 20～60 歳までの保険料納付済期間を見てみましょう。

＊20～22 歳の (31 月) は未加入期間で保険料の納付はありません。
(この未加入期間は受給資格期間にはカウントします)

＊厚生年金に加入している 60 歳から 65 歳までの期間 (=60 月) も
老齢基礎年金の支給額の計算からは除外します。

したがって

$$\begin{aligned} \text{A さんの老齢基礎年金} &= 779, 300 \text{ 円} \times (509 \text{ 月} - 60 \text{ 月}) / 480 \text{ 月} \\ &= 779, 300 \text{ 円} \times 449 \text{ 月} / 480 \text{ 月} \end{aligned}$$

正解は 1)

《問3》 最後に、Mさんは、老齢厚生年金について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1) 「Aさんが受給する特別支給の老齢厚生年金は、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が28万円(2018年度の支給停止調整開始額)を超えると、年金額の一部または全部が支給停止となります」

2) 「Aさんが65歳に達すると、特別支給の老齢厚生年金の受給権は消滅し、新たに老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生します。Aさんが65歳から受給する老齢厚生年金は、65歳到達時における厚生年金保険の被保険者記録を基に計算されます」

3) 「妻Bさんは厚生年金保険の被保険者期間が10年以上ありますので、Aさんが65歳から受給する老齢厚生年金の額には、配偶者の加給年金額の加算はありません」

【答え】

1) 適切

記述の通り、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が 28 万円 (2018 年度の支給停止調整開始額) を超えると、年金額の一部または全部が支給停止となります。

2) 適切

特別支給の老齢厚生年金の受給権は 65 歳になると消滅し、新たに老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生します。60 歳以降も厚生年金のある会社で勤務、厚生年金保険に加入する場合 65 歳から受給する老齢厚生年金は、65 歳到達時における厚生年金保険の被保険者記録を基に計算されます。

3) 不適切

加給年金は老齢厚生年金をもらえるようになった時点で、その人によって生計が維持されている配偶者または子がいる場合に受け取れる年金です。

条件は

- ・ 厚生年金の加入期間が原則 20 年以上あること
- ・ 配偶者控除の年齢が 65 歳未満(年下であること)
- ・ 生計を維持されている 18 歳到達年度の末日までにある子ども(障害等級 1, 2 級の状態にある子の場合は 20 歳未満)
- ・ 配偶者自身の厚生年金被保険者期間が 20 年未満であること

妻 Bさんは厚生年金の被保険者期間が 12 年なので加給年金が受け取れます。

したがって不適切だったのは 3)

答えは 3)

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（63歳）は、個人で不動産賃貸業を営む資産家である。Aさんは、満期を迎えるX銀行（地方銀行）の定期預金3,000万円の一部を活用して、X銀行で取り扱っている米ドル建定期預金での運用を検討している。そこで、Aさんは、X銀行の渉外担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが運用を検討している米ドル建定期預金に関する資料＞

- ・預入金額 ： 50,000米ドル
- ・預入期間 ： 1年
- ・利率（年率） ： 0.5%（満期時一括支払）
- ・為替予約なし
- ・適用為替レート（円／米ドル）

	TTS	TTM	TTB
預入時	111.00	110.00	109.00
満期時	113.00	112.00	111.00

＜Mさんが提案した米ドル建一時払終身保険に関する資料＞

- ・保険の種類 ： 5年ごと利差配当付利率変動型終身保険（米ドル建て）
- ・契約者（＝保険料負担者）・被保険者 ： Aさん
- ・死亡保険金受取人 ： 妻Bさん
- ・積立利率 ： 2.5%（適用期間10年）

【特徴】

- ・死亡保険金は基本保険金額が米ドル建てで最低保証され、5年後から増加する。
- ・積立金は米ドル建てで期間の経過とともに増加する。
- ・解約返戻金および死亡保険金は米ドルまたは円で受け取ることができる。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、《設例》の米ドル建定期預金等について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1) 「米ドル建定期預金の金利は、アメリカの連邦公開市場委員会(FOMC)が決定する政策金利に連動します。X銀行以外の金融機関に預け入れた場合でも、預入期間・預入金額・預入日が同じであれば、適用される利率は同じです」

2) 「X銀行に預け入れた外貨預金は、預金保険制度の保護の対象とはなりません」

3) 「米ドル建一時払終身保険の積立利率は、一時払保険料に対する利回りを表しています。高い利回りを享受することを考えた場合、米ドル建定期預金よりも米ドル建一時払終身保険に加入することをお勧めします」

【答え】

1) は不適切

外貨建ての金融商品の金利は金融機関ごとに利率は違います。例えばネット銀行などの金利は大手の銀行に比べ10倍近く金利が高いものがあります。外貨建ての場合、為替手数料の金額にも注意が必要ですが、こちらもネット銀行のほうがかなり割安です。

2) は適切

預金保険制度とは金融機関が破綻したときに、その金融機関に預けている預金を **1 金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が保護**される制度です。ペイオフとも言います。

*決済用預金は全額保護の対象です。

そして外貨預金は預金保険制度の保護**対象外**です。

3) は不適切

米ドル建一時払終身保険の積立利率は、一時払保険料に対する利回りではなく、**積み立てられている部分に対しての運用利回り**を表しています。

したがって適切なのは

2)

《問5》 Mさんは、《設例》の米ドル建定期預金の課税関係について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1) 「Aさんが受け取る利子は、利子所得として源泉分離課税の対象となり、20.315% 相当額が源泉徴収等されます」

2) 「仮に、満期時の為替レートが円安ドル高になり、為替差益が生じた場合、当該金額は一時所得として総合課税の対象となります」

3) 「仮に、満期時の為替レートが円高ドル安になり、為替差損が生じた場合、当該損失の金額はAさんの不動産所得の金額と損益通算することができます」

【答え】

1) は適切

外貨預金の利子は国内預金の金利と同じく 20.315%の利子所得の対象となって、分離課税(源泉徴収)されます。

2) は不適切

外貨預金で生じた為替差益分は雑所得の対象として総合課税の対象となるため、確定申告が必要です。

しかし年収が 2,000 万円以下の給与所得者で為替差益を含めた給与所得及び退職所得以外の所得が 20 万円以下（年間）であれば確定申告は不要です。

3) は不適切

外貨預金の為替差損は雑所得の損失となるので、ほかの所得と損益通算ができません。（雑所得同士で相殺することはできます）

したがって適切なのは 1)

《問 6》 A さんが、《設例》の条件で、50,000 米ドルを外貨預金に預け入れ、満期時に円貨で受け取った場合における元利金の合計額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、税金等は考慮しないものとする。

1) 5,577,750 円

2) 5,628,000 円

3) 5,678,250 円

【答え】

＜Aさんが運用を検討している米ドル建定期預金に関する資料＞

- ・預入金額 : 50,000米ドル
- ・預入期間 : 1年
- ・利率(年率) : 0.5% (満期時一括支払)
- ・為替予約なし
- ・適用為替レート(円/米ドル)

	TTS	TTM	TTB
預入時	111.00	110.00	109.00
満期時	113.00	112.00	111.00

50,000 米ドルを年率 0.5%の利息で 1 年間預ける
満期の時の利息は $50,000 \text{ 米ドル} \times 0.5\% = 50,250 \text{ 米ドル}$

そして満期時のレート

TTS(円を売ってドルに換える sell) = 円からドルに換えるとき
TTB(ドルから円を買う buy) = ドルから円に換えるとき
TTM=基準となるレート(仲値)

満期の時に外貨を円に換えて受け取るときは TTB の満期時のレート
を見ます。すると 111 円

$50,250 \text{ 米ドル} \times 111 \text{ 円} = 5,577,750 \text{ 円}$

したがって正解は 1) 5,577,750 円

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

-----《設 例》-----

上場企業に勤務する会社員のAさんは、妻Bさんおよび母Cさんとの3人暮らしである。Aさんは、2018年中に母Cさんの入院・手術・通院に係る医療費を支払ったため、医療費控除の適用を受ける予定である。なお、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

- Aさん（57歳）： 会社員
妻Bさん（55歳）： 2018年中に、パートタイマーとして給与収入100万円を得ている。
母Cさん（83歳）： 2018年中の収入は公的年金（老齢基礎年金）のみであり、その収入金額は70万円である。

＜Aさんの2018年分の収入等に関する資料＞

- (1) 給与収入の金額： 1,200万円
(2) 不動産所得の金額： ▲50万円（土地等の取得に係る負債の利子はない）

※妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2018年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの2018年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 930 万円
- 2) 980 万円
- 3) 1,150 万円

【答え】

＜Aさんの2018年分の収入等に関する資料＞

- (1) 給与収入の金額 : 1,200万円
- (2) 不動産所得の金額 : ▲50万円（土地等の取得に係る負債の利子はない）

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%（65万円に満たない場合は、65万円）
180	～ 360	収入金額×30%＋18万円
360	～ 660	収入金額×20%＋54万円
660	～ 1,000	収入金額×10%＋120万円
1,000	～	220万円

Aさんの所得

給与所得 1,200 万円 表を見ると Aさんの給与所得控除額は 220 万円

$1,200 \text{ 万円} - 220 \text{ 万円} = 980 \text{ 万円}$

不動産所得の▲マイナス部分は給与所得と損益通算できます。

$980 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円} = 930 \text{ 万円}$

したがって答えは

- 1) 930 万円

《問 8》 A さんの 2018 年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄 1～3 に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i) 「妻 B さんの合計所得金額は (①) 万円を超えていないため、A さんは配偶者控除の適用を受けることができます。A さんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、(②) 万円です」

ii) 「A さんが適用を受けることができる母 C さんに係る扶養控除の控除額は、(③) 万円です」

- 1) ① 103 ② 26 ③ 48

2) ① 38 ② 26 ③ 58

3) ① 103 ② 13 ③ 63

資料＞配偶者控除額の金額

居住者の合計所得金額		一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
万円超	万円以下		
～	900	38万円	48万円
900	～ 950	26万円	32万円
950	～ 1,000	13万円	16万円

【答え】

＜Aさんとその家族に関する資料＞

- Aさん（57歳）：会社員
妻Bさん（55歳）：2018年中に、パートタイマーとして給与収入100万円を得ている。
母Cさん（83歳）：2018年中の収入は公的年金（老齢基礎年金）のみであり、その収入金額は70万円である。

＜Aさんの2018年分の収入等に関する資料＞

- (1) 給与収入の金額：1,200万円
(2) 不動産所得の金額：▲50万円（土地等の取得に係る負債の利子はない）

※妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2018年12月31日現在のものである。

資料＞配偶者控除額の金額

居住者の合計所得金額		一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
万円超	万円以下		
～	900	38万円	48万円
900	～ 950	26万円	32万円
950	～ 1,000	13万円	16万円

i) 配偶者控除の要件

- ※納税者本人と生計を一にする配偶者（青色・白色申告者以外）
- ※配偶者の合計所得金額が38万円以下（手取りでいうと103万円）
- ※納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であること

納税者本人の合計所得金額により配偶者控除の額が変わります。
（上図）

Aさんの合計所得金額は930万円なので配偶者控除額は26万円です。

ii) 老人扶養控除

母Cさん(83歳) : 2018年中の収入は公的年金(老齢基礎年金)のみであり、その収入金額は70万円である。

< Aさんの2018年分の収入等に関する資料 >

(1) 給与収入の金額 : 1,200万円

(2) 不動産所得の金額 : ▲50万円(土地等の取得に係る負債の利子はない)

※妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

扶養控除は配偶者以外の生計を一にする親族で、合計所得金額が38万円以下であることなどの条件に当てはまる人がいる場合に受けられる控除である。

母Cさん(83歳)の所得は老齢基礎年金額70万円。(65歳以上の方が受け取る公的年金は年120万円までは控除により所得が0円です。)

そして**70歳以上で同居である場合は58万円の扶養控除**が受けられる。

したがって①は 38 (万円) ②は 26 (万円) ③は 58 (万円)

答えは 2)

《問9》 Aさんの2018年分の所得税における医療費控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1) 「通常の医療費控除額は、『(その年中に支払った医療費の総額-保険金などで補填される金額)-10万円』の算式により算出します。Aさんが2018年中に支払った医療費の総額が10万円を超えていない場合、医療費控除額は算出されません」

2) 「Aさんが通常の医療費控除の適用を受ける場合、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受けることはできません。どちらか一方を選択して適用を受けることになります」

3) 「通常の医療費控除の対象となる医療費の範囲には、診療等を受けるための公共交通機関(バス・電車等)による通院費は含まれません」

【答え】

1) は適切

通常の医療費控除額は、『(その年中に支払った医療費の総額-保険金などで補填される金額)-10万円』の算式により算出します。

*総所得金額が200万円のケースが10万円であり、200万円未満の場合は総所得の5%となります。

つまり、Aさんが2018年中に支払った医療費の総額が10万円を超えていない場合、医療費控除額は算出されません。

2) は適切

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進及び疾患の予防への取り組みとして一定の取り組み（健康診断を受ける、予防接種を受ける等）を行う個人がスイッチOTC医薬品を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

記述の通り、医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)はどちらかのみ適用することができます。

3) は不適切

診療等を受けるための公共交通機関(バス・電車等)による通院費は医療費控除の対象となります。自家用車のガソリン代やタクシー代は基本対象外ですが、やむを得ない場合のタクシー利用は事情によっては医療費に含めることができます。

したがって不適切だったのは3)

答えは3)

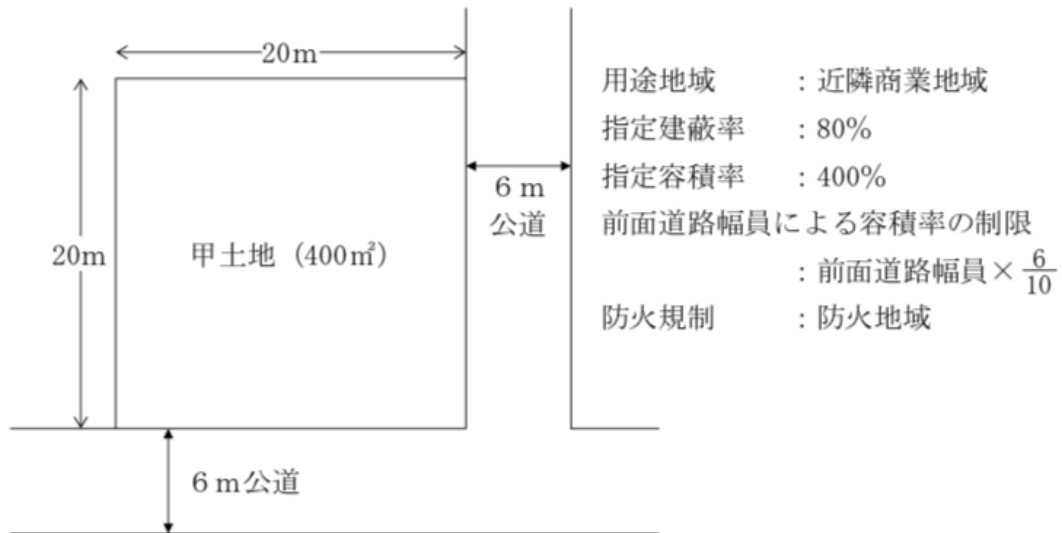
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（57歳）は、11年前に父親の相続により取得した甲土地を所有している。Aさんは、現在、甲土地を青空駐車場として賃貸しているが、収益が少ないため、甲土地の売却を検討している。

他方、知人の不動産会社の社長からは、「甲土地は地下鉄の駅から近く、利便性が高い。賃貸マンションを建築するなどの有効活用の方法を検討してみてはどうか」とアドバイスを受けた。

<甲土地の概要>



- ・ 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

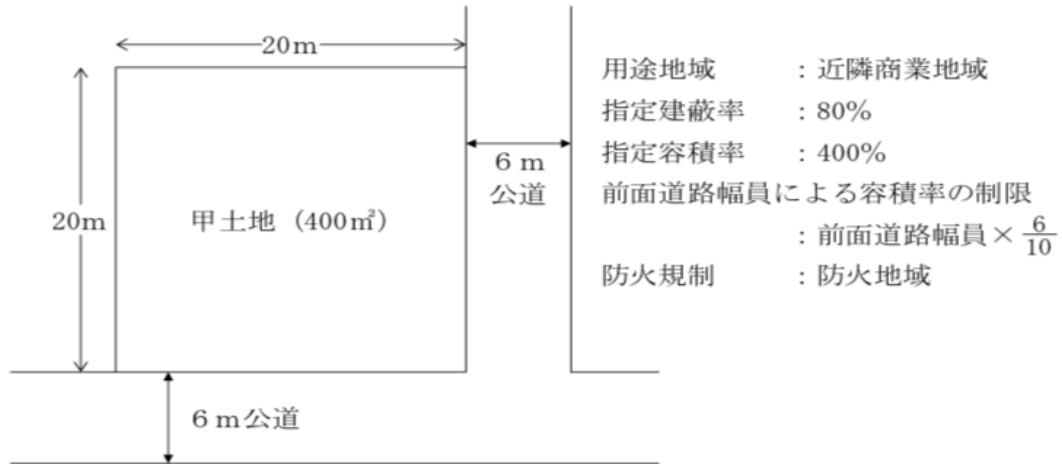
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 甲土地に賃貸マンション(耐火建築物)を建築する場合の①建蔽率の上限となる建築面積と②容積率の上限となる延べ面積の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) ① 360m² ② 1,296m²
- 2) ① 400m² ② 1,440m²
- 3) ① 400m² ② 1,600m²

【答え】

< 甲土地の概要 >



- ・ 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

①建蔽率が80%とされている地域であって防火地域内に耐火建築物を立てる場合は建蔽率の制限を受けないので **100%の建蔽率で建てることができる。**

つまり $400 \text{ m}^2 \times 100\% = \mathbf{400 \text{ m}^2}$

②容積率は前面道路の幅員によって容積率の制限がある。

前面道路の幅員が12m以上の場合は指定容積率

前面道路の幅員が12m未満の場合は次のうち小さいほう

＊指定容積率

＊前面道路の幅員 $\times$ 法定乗数（居住系は4/10、その他は6/10）

甲土地は居住系以外なので乗数は **6/10** である。

前面道路が2つある場合、広い方を前面道路とすることができますが、どちらも6mなので

$6\text{m} \times 6/10 = 360\%$ $360\% < \text{指定容積率 } 400\%$

したがって延べ床面積の上限 $= 400 \text{ m}^2 \times 360\% = \mathbf{1,440 \text{ m}^2}$

答えは

2) ① 400 m^2 ② $1,440 \text{ m}^2$

《問11》 甲土地の売却に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが甲土地を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上、取得費は、父親の相続に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入された金額(相続税評価額)となります」
- 2) 「Aさんが甲土地を譲渡した場合、譲渡した日の属する年の1月1日において所有期間が5年を超えていますので、当該譲渡による譲渡所得については、長期譲渡所得に区分されます」
- 3) 「Aさんが甲土地を譲渡した場合、譲渡所得金額が6,000万円以下の部分について、所得税および復興特別所得税10.21%、住民税4%の軽減税率が適用されます」

【答え】

1) は不適切

譲渡所得に関する取得費については、相続や贈与によって不動産を取得した場合は、被相続人や贈与者の取得費を引き継ぎます。取得費がわからないなどの場合は土地等の価格の5%とすることができます。

2) は適切

記述の通り、譲渡した日の属する年の1月1日において所有期間が5年を超えていますのでこの場合の譲渡所得は長期譲渡所得になります。

＊短期譲渡所得…譲渡した年の1月1日地点での所有期間が**5年未満**
税率は39%（所得税が30% 住民税が9%）
↑別途復興特別所得税が0.63%加算されます

＊長期譲渡所得…譲渡した年の1月1日地点での所有期間が**5年以上**
税率は20%（所得税が15% 住民税が5%）
↑別途復興特別所得税が0.315%加算されます

3) は不適切

軽減税率の特例とは、譲渡した年の1月1日時点で所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合、税率が軽減されるというものです。

＊6,000万円以下の部分は所得税10%、住民税4%（別途復興特別所得税がかかる）

＊6,000万円超の部分は所得税15%、住民税5%（別途復興特別所得税がかかる）

しかし甲土地は居住用財産ではなく、青空駐車場なので軽減税率の特例の対象ではありません。

したがって適切なのは2)

答えは2)

《問12》 甲土地の有効活用に関する以下の文章の空欄1～3に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、相続税の課税価格の計算上、甲土地は（ ① ）として評価されます。また、甲土地が貸付事業用宅地等に該当すれば、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができます。貸付事業用宅地等は、200㎡までの部分について（ ② ）の減額が受けられます」
- ii) 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、甲土地に係る固定資産税は、住宅1戸につき200㎡までの部分（小規模住宅用地）について課税標準となるべき価格を（ ③ ）の額とする特例の適用を受けることができます」

- | | | |
|------------|-------|--------|
| 1) ① 貸宅地 | ② 50% | ③ 3分の1 |
| 2) ① 貸家建付地 | ② 50% | ③ 6分の1 |
| 3) ① 貸家建付地 | ② 80% | ③ 3分の1 |

【答え】

i) 土地の評価について、自分の土地に賃貸マンションを建築し、他人に貸す場合は**貸家建付地**と評価されます。

貸付事業用宅地にした場合 **200 m²までの部分**については **50%の減額**が受けられます。

ii) Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、甲土地にかかる固定資産税額は**住宅1戸につき 200 m²までの部分（小規模住宅用地）**について課税標準となるべき価格を **1/6の額**とすることができます。

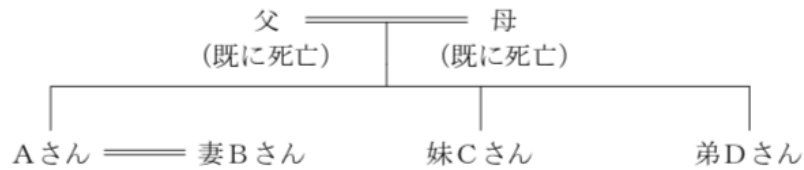
答えは 2) ①貸家建付地 ②50% ③1/6

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問13》～《問15》)に答えなさい。

《設 例》

Aさん(72歳)は、妻Bさん(65歳)との2人暮らしである。Aさん夫妻には、子がない。Aさんは、妻Bさんに全財産を相続させたいと考えており、遺言書の準備を検討している。

＜Aさんの親族関係図＞



＜Aさんが保有する主な財産(相続税評価額)＞

現預金	:	4,000万円
自宅(敷地400㎡)	:	6,000万円
自宅(建物)	:	1,000万円
賃貸ビル(敷地400㎡)	:	1億1,000万円
賃貸ビル(建物)	:	7,000万円

※敷地は、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 現時点(2019 年 5 月 26 日)において、A さんの相続が開始した場合に関する以下の文章の空欄 1～3 に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) A さんの相続に係る法定相続人は、妻 B さん、妹 C さん、弟 D さんの 3 人となる。妻 B さんの法定相続分は (①) である。
- ii) A さんの相続における遺産に係る基礎控除額は、(②) である。
- iii) A さんの相続により、妻 B さんが自宅の敷地を取得し、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合、当該敷地は (③) までの部分について 80% の減額が受けられる。

- | | | |
|-------------|------------|---------------------|
| 1) ① 4 分の 3 | ② 4,200 万円 | ③ 200m ² |
| 2) ① 3 分の 2 | ② 4,200 万円 | ③ 330m ² |
| 3) ① 4 分の 3 | ② 4,800 万円 | ③ 330m ² |

【答え】

i) 法定相続分については 相続人が妻と兄弟である場合の妻の法定相続分は $\frac{3}{4}$ です。

したがって妻 B さんの法定相続分は $\frac{3}{4}$

兄弟姉妹は残りの $\frac{1}{4}$ を人数で割るので、今回の場合は妹 C さんに $\frac{1}{8}$ 、弟 D さんに $\frac{1}{8}$ となります。

相続における遺産にかかる基礎控除の額は
 $3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の人数})$ で計算します。

この場合法定相続人は 3 人なので
 $3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3) = 4,800 \text{ 万円}$ となります。

ii) A さんの相続により、妻 B さんが自宅の敷地を取得し、小規模宅地等の特例の適用を受けた場合、特定居住用宅地等として 330 m^2 までの部分について 80% の減額が受けられます。

答えは 3) ① $\frac{3}{4}$ ②4,800 万円 ③ 330 m^2

《問 14》 仮に、A さんの相続が現時点(2019 年 5 月 26 日)で開始し、A さんの相続に係る課税遺産総額(課税価格の合計額-遺産に係る基礎控除額)が 2 億円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 4,950万円
- 2) 5,100万円
- 3) 6,300万円

資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	～	万円以下		
		1,000	10%	—
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円

【答え】

妻 B さんの法定相続分は $\frac{3}{4}$ です。

妹 C さんと弟 D さんの法定相続分はそれぞれ $\frac{1}{8}$ です。

課税遺産総額が 2 億円

妻の相続分は $2 \text{ 億円} \times \frac{3}{4} = 1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円}$

妹 C さんと弟 D さんの相続分は $2 \text{ 億円} \times \frac{1}{8} = 2,500 \text{ 万円}$ ずつとなります。

資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～	1,000	10%	—
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円

相続税の速算表をもとに相続税額を計算します。

妻 B さん $1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円} \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 4,300 \text{ 万円}$

妹 C さんと弟 D さん

それぞれ $2,500 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 325 \text{ 万円}$

したがって

相続税の総額は $4,300 \text{ 万円} + 325 \text{ 万円} + 325 \text{ 万円} = 4,950 \text{ 万円}$

答えは

1) 4,950 万円

《問15》 遺言書に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1) 「遺言により、全財産を妻Bさんに相続させることも可能ですが、遺言書の作成の際には、妹Cさんおよび弟Dさんの遺留分を侵害しないように配慮してください」

2) 「公正証書遺言は、作成された遺言書の原本が家庭裁判所に保管されるため、紛失や改ざんのおそれがなく、安全性が高い遺言といえます」

3) 「仮に、Aさんの相続開始後、相続人がAさんの自筆証書遺言を発見した場合、相続人は、遅滞なく、その遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければなりません」

【答え】

1) 不適切

遺留分とは法定相続人が最低限の遺産を受け取ることができるようにするというものですが、兄弟姉妹には遺留分はありません。

2) 不適切

公正証書遺言はその原本が遺言者が1通、公証役場に1通保管されるため紛失や改ざんの心配がない安全性の高い遺言書です。

公正証書遺言の作成においては証人2名以上が必要となります。

3) 適切

相続人が遺言者の自筆証書遺言を発見した場合、相続人は遅滞なく、その遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求する必要があります。

答えは3)